平成２０年（フ）第４５９号
愛媛県松山市高岡町706番地
破産者　山岡　清則
1　期日　平成22年６月24日午後１時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月13日　松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２１年（フ）第７８号
山口県宇部市大字際波392番地31、申立時の住所山口県宇部市大字際波2711番地８
破産者　櫻井　省三
異議申述期間　平成22年６月17日まで
平成22年５月13日　山口地方裁判所宇部支部
平成２１年（フ）第１２２号
熊本県水俣市栄町２丁目３番３号
破産者　梅下　冨男
異議申述期間　平成22年７月５日まで
平成22年５月13日　熊本地方裁判所八代支部
平成２１年（フ）第５３０号
宮崎市吉村町西中甲1319番地１　清水マンション12号
破産者　井上　勉
異議申述期間　平成22年７月13日まで
平成22年５月13日　宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第２０号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷118番地４
破産者　髙柳　文子
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０１１号
大阪市住吉区長居東４丁目11番４号
清算株式会社　株式会社エービー産業
代表清算人　福木　宏幸
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３０１２号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番４号
清算株式会社　オーエヌ信用株式会社
代表清算人　福木　宏幸
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（ヒ）第３０１５号
大阪府寝屋川市河北東町17番７号
清算株式会社　出水川実業株式会社
代表清算人　峯本　耕治
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第５号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免81番地
清算株式会社　株式会社ＮＳＤ
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所佐世保支部

更生計画案議決権行使方法等

平成２１年（ミ）第１７号
東京都港区南青山４丁目１番６号
更生会社　トミヤアパレル株式会社
1　議決権行使の方法　書面による投票
2　投票期間　平成22年５月12日から平成22年７月23日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成22年６月16日
平成22年５月12日
東京地方裁判所民事第８部
平成２１年（ミ）第２８号
東京都千代田区神田西福田町３番５
更生会社　株式会社Ｓｅａ　Ｃａｐｉｔａｌ
1　議決権行使の方法　書面投票による行使
2　投票期間　平成22年５月12日から平成22年７月13日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月５日
平成22年５月12日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第１６号
大阪府茨木市横江１丁目11番33号
再生債務者　有限会社大樹
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目５番29号日生淀屋橋ビル５Ｆ　弁護士法人三宅法律事務所　弁護士　磯田　光男
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第２８号
大阪市阿倍野区北畠３丁目13番７号
再生債務者　東浦　聖員
主文　平成21年５月１日にした監督命令を取り消す。
平成22年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第４号
北海道江別市工栄町８番地２
再生債務者　小原工務店株式会社
代表者代表取締役　問谷　邦宏
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年６月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年７月13日から平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（再）第１号
北海道根室市月岡町２丁目71番地１
再生債務者　有限会社新東運輸
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月31日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年７月５日から平成22年７月20日まで
釧路地方裁判所民事部
平成２２年（再）第１号
熊本県荒尾市増永字君郷2800番地の２
再生債務者　高森興産株式会社
代表者代表取締役　高森　伸三
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年６月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年７月13日から平成22年７月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部